

令和7年度電気技術者資質向上事業募集要項

令和7年4月1日
一般財団法人 電気技術者試験センター

令和7年度電気技術者資質向上事業による支援を希望する者を以下により募集する。

1. 目的

関係機関が実施を計画する電気技術者の資質向上を目的とする事業(以下、「資質向上事業」という。)を支援すること等により、当事業の着実な実施、さらなる普及・拡大等を通じて、電気技術者の資質の向上を図り、もって我が国の電気保安の確保に寄与することを目的とする。

2. 支援の対象とする事業

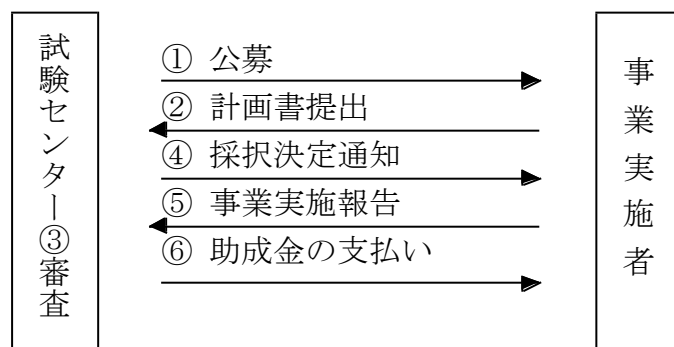
電気技術者の資質向上に資する電気工事技能競技大会等(以下、「支援対象事業」という。)の開催事業

3. 支援対象者

支援対象事業を、原則として地方ブロック単位以上の規模で主催する者であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 電気工事業を営む者を主たる構成員とする都道府県単位の工事業組合で組織された者
- (2) 電気工事業を営む者を主たる構成員とする社団法人又は財団法人で組織された者
- (3) 電気技術者の養成を行っている職業能力開発総合大学校、高等技術専門学校、工業高等学校で組織された者
- (4) 上記(1)～(3)に準ずるものであって、原則として地方ブロック単位以上の規模での支援対象事業を主催する者として適当と認められるもの

4. 支援事業の流れ



5. 支援の要件

事業は、次の要件に適合しなければならない。

- (1) 電気技術者の資質の向上を図るため、技術進歩、新製品の導入等を考慮した事業の実施が計画されていること
- (2) 広域かつ多数の電気技術者の参加を促すため、原則として、県単位等での事業の実施を含めた、地方ブロック単位以上での事業の実施計画が作成されていること
- (3) 原則として、継続した事業の実施が計画されていること
- (4) 営利を目的とするものでないこと
- (5) 試験センターから助成を受けている場合は、ポスターやパンフレット等に試験センターが協賛している旨を記載すること

6. 支援の内容

3の支援対象者のうち、(1)及び(2)の者が実施する大会は、1/2又は100万円のいずれか小さい額、(3)の者が実施する大会は、3/4又は200万円のいずれか小さい額を上限に、7の対象経費について予算の範囲内で助成する。

7. 対象経費

助成の対象とする経費は次のものとし、具体的な費目内訳を以下に示す。

※原則として、支援対象経費は支援対象事業の実施に際して必要な経費を中心に計上すること。

また、大会で使用する備品を購入した場合は、主催団体で物品を管理し、次年度以降の開催にも継続的に使用すること。

なお、各費目の主旨から外れていると判断された場合、その費目については支援金として計上しない場合がある。

	費目内訳	内容	留意事項
支援対象経費	会場費	①会場施設使用料	・大会競技を実施する会場施設使用料に限る
	設営・機材費	①設営外注委託費 ②機械・器具・用具のレンタル、調達、製作費	・競技で用いる作業板を含む ・会場設営撤収の外注費 ・機器、工具等の調達、借料
	材料費	①競技用材料の調達費	・競技に使用する材料費
	印刷・製本費	①競技問題印刷費 ②大会冊子・プログラム印刷費 ③大会ポスター印刷費	・問題印刷 ・実施要領、プログラム等の冊子
	運営費	①設営用消耗品 ②運営用消耗品 ③参加選手、審査員の弁当代 ④参加選手の保険料	・設営等に必要な消耗品(ステープル、釘、固定具、テープ類等)、実施事業に必要な用紙、筆記用具等 ・③は実績に人数を明記すること
	表彰関係費	①表彰状製作費 ②表彰楯製作費 ③副賞製作費 ④筆耕代	・参加選手に対する表彰物品に限る(華美なもの、現金・商品券等の金券類は認めない)

	参加旅費・謝金	①参加選手・審査員の旅費 ②大会当日の審査員謝金	・旅費は参加選手・審査員の使用する実費のみ ・謝金は大会当日の審査員の謝金に限る ・謝金は、本人への受渡を記録した受領証（捺印）又は、振込記録を作成・提出すること ・旅費が別途発生する場合、謝金と分けて受領証を作成すること ・金券・物品は謝金として認めない
	諸経費	開催に必要と認められるその他の費用	・必要な理由及びその根拠を必ず明示すること (内容によっては認めない場合がある)

8. 支援対象事業

支援対象とする事業は、令和7年4月1日から令和7年度に実施されるもの。

9. 申請受付期間

令和7年4月1日から令和7年10月31日までとし、支援対象事業の開催前に申請すること。

ただし、申請が多いなど助成金の予定額が予算の範囲を超えるような場合には、申請の受付を終了する場合があります。

10. 申請の方法

支援申請書及び添付書類（様式1～様式5）に必要事項を記載し、メールに添付の上、下記メールアドレスに送付して下さい。

- ・メールアドレス：info@shiken.or.jp
- ・一般財団法人電気技術者試験センター 総務部企画課 担当者宛

11. 採択結果の通知

申請を受理後、審査の上通知する予定。

12. 実績報告書

支援事業が終了後、「実績報告書（様式6、様式6別紙1、様式6別紙2）」及び「大会・競技プログラム・冊子」並びに「電気技術者試験センターホームページで公表する大会風景写真4点」を提出して下さい。

13. 留意事項

申請又は実績報告書等の提出に当たっては、本要項及び覚書に記載の期限を厳守すること。期限を越えた場合は、支援を中止する場合がある。

令和7年度募集要項の主な変更点について

令和7年度電気技術者資質向上事業に係る募集要項につきまして、以下の通り変更となりますので、ご留意の上申請ください。

<変更点1>

支援の要件が追加となっています。

(募集要項2ページ 5. 支援の要件(5))

(今回から)

試験センターから助成を受けている場合は、ポスターやパンフレット等に試験センターが協賛している旨を記載すること

<変更点2>

支援対象者ごとに、支援の上限額が変更となっています。

(募集要項2ページ 6. 支援の内容)

(前回)

対象経費の1/2又は200万円のいずれか小さい額を上限とする

(今回)

- ・電気工事業を営む者を主たる構成員とする都道府県単位の工事業組合で組織された者
- ・電気工事業を営む者を主たる構成員とする社団法人又は財団法人で組織された者
 - 対象経費の1/2又は100万円のいずれか小さい額を上限とする
- ・電気技術者の養成を行っている職業能力開発総合大学校、高等技術専門学校、工業高等学校で組織された者
 - 対象経費の3/4又は200万円のいずれか小さい額を上限とする

<変更点3>

支援対象経費の費目内訳及び留意事項の一部が変更となっています。
(募集要項2ページ 7. 対象経費 支援対象経費一覧表)

設営・機材費 留意事項

(前回)

機器、工具借料 (工具の購入は原則認めない)

(今回)

機器、工具等の調達、借料

運営費、消耗品費

(前回)

運営費、消耗品費 それぞれ個別で計上

(今回)

運営費として一本化

<変更点4>

申請の方法が変更となっています。
(募集要項3ページ 10. 申請の方法)

(前回)

支援申請書及び添付書類(様式1～様式3)に必要事項を記載し、メールに添付の上送付

(今回)

支援申請書及び添付書類(様式1～様式5)に必要事項を記載し、メールに添付の上送付

<変更点5>

申請に当たっての留意事項が追加となっています。
(募集要項3ページ 13. 留意事項)

(今回から)

申請又は実績報告書等の提出に当たっては、本要項及び覚書に記載の期限を厳守すること。期限を越えた場合は、支援を中止する場合があります。

<変更点 6 >

支援対象者ごとに支援の上限額が変更となったことに伴い、実績報告の際に提出いただく「様式 6 別紙 1」の様式が変更となっています。

(別ファイル 様式一式ダウンロード (ZIP 形式) 内)

- ・電気工事業を営む者を主たる構成員とする**都道府県単位の工事業組合**で組織された者
- ・電気工事業を営む者を主たる構成員とする**社団法人又は財団法人**で組織された者
→ 様式 6 別紙 1 は支援対象者 1・2 用で提出してください
- ・電気技術者の養成を行っている**職業能力開発総合大学校、高等技術専門学校、工業高等学校**で組織された者
→ 様式 6 別紙 1 は支援対象者 3 用で提出してください